

入園月(入園希望月)に、育児休業から在職中の職場に復職し、就労を継続される方は、【注意事項】をお読みいただき、以下の申立書をご記入の上、入園申込書類と併せてご提出ください。

育児休業からの復職に関する申立書

新宿区長宛て

(育児休業中または取得予定の保護者)

保護者氏名 _____

住 所 新宿区 _____

第一希望園名 _____

入園申込みに際し、以下のとおり申し立てます。

フリガナ
(申込児童氏名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) の保育施設・地域型保
注意事項(2) 注意事項(3)

育事業の入園が決定した場合は、入園月の末日までに、育児休業を終了して復職し、

「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

在職中の職場に復職しない場合 または 「復職証明書」を提出しない場合は、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消し または 退園となることに異議はありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(育児休業取得中または取得予定の保護者) 保護者署名 _____ (父 ・ 母)

上記申し立てに同意します。※ひとり親家庭は記入不要です

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(上記以外の保護者) 保護者署名 _____ (父 ・ 母)

【注意事項】

- (1) 入園の利用調整は、申込締切時の入園月初日の状況による指数で行いますが、上記の申立により、「復職すること」を要件として、入園月初日から「就労」により保育が必要である方の指数で利用調整を行います。
- (2) 入園月の初日が復職日であることを前提として利用調整を行いますが、「慣らし保育」に対応するために、復職日を入園月の初日ではなく遅らせたい方については、入園月の末日まで(やむを得ない事由がある場合は入園月の翌月1日まで)とすることを認めています。「慣らし保育」を行う入園月の保育料は、通常月のとおり、月額で納付いただきます。
- (3) 「復職」とは、育児休業を取得している在職中である職場に、育児休業取得前と同じ雇用条件(就労日数・就労時間など)で復職(派遣会社で就労していた方は同じ派遣元に復職)して、就労を開始することです。
- (4) 復職後に「育児短時間」等を取得する場合は、就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内の取得であれば、「育児短時間」等の取得前の就労状況で指数を算定します。入園内定後または入園後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間超の「育児短時間」の取得が判明した場合は、短縮された就労日数・時間により、改めて利用調整を行います。その結果、入園の内定・決定が取消しまたは退園となる場合があります。